

令和3年5月11日

保護者各位

幼保運営課長

防災気象情報等に応じた保育園・認定こども園等の対応について
(令和3年度版)

表題の件について、お子様の安全と保護者の皆様の安心を第一に考え、下記のとおりといたしますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 対象区域・要件について

下記のいずれかの区域で、防災気象情報等が発表された場合

- ・ 千葉市全域
- ・ 保育園認定こども園等の所在する区域内

2 臨時休園等の対応について

(1) 基本的な考え方

午前6時の段階で、台風等により下記①～③のいずれかの休園基準を満たす場合、

臨時休園

とします。なお、原則として、一時預かり、休日保育も同様の対応とします。

＜休園基準＞

※ 防災気象情報等は裏面＜参考＞の各ツールから確認できます。

- ① 気象庁等から特別警報等(※1)が発令された場合
- ② 千葉市から「警戒レベル3」(※2)以上の避難情報が発令された場合
- ③ 首都圏JRが次のような状況で交通麻痺が生じている場合
 - ・ 全線計画運休を実施中
 - ・ 全線計画運休を朝の通勤時間帯に開始予定

(※1) 特別警報等…特別警報、氾濫危険情報、氾濫発生情報又は土砂災害警戒情報を言います。

(※2) 警戒レベル…令和元年6月より定められた5段階の防災情報です。詳細は別添の内閣府・消防庁のチラシをご覧ください。概略は右表のとおりです。

	避難情報等	発令者
警戒レベル5	災害発生情報	市町村
警戒レベル4	避難勧告・避難指示(緊急)	
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	気象庁
警戒レベル2	洪水注意報・大雨注意報等	
警戒レベル1	早期注意情報	

(2) 休園基準に該当する特別警報等が発令される時点に応じた対応

① 臨時休園決定後に休園基準に該当する発令等が解除された場合

原則として、終日休園とします。

なお、午前中の早い段階で解除になった場合もその日は休園とします。

② 登園後に休園基準に該当する発令等がなされた場合

各保育園・認定こども園等や地域の状況に応じて、保護者の方の安全に配慮した上で早めのお迎えを依頼する等、園長等が適宜対応いたします。

③ 午前6時の直前まで休園基準に該当する発令等がなされていた場合など

原則として、通常開園とします。

なお、園の受入体制の整備に時間を要し、開園が遅れる場合があります。園との連絡方法等について、事前に確認しておいてください。

(3) 休園基準に該当しない発令等の場合

原則として、開園とします。

なお、天候の状況に応じて、家庭での保育についてご協力をお願いします。